

日本養護教諭養成大学協議会2018年度総会・養成教育フォーラム H30.9.7

# 養護教諭の育成指標の考え方と現状

●  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
健康教育調査官 松崎 美枝



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の内容

- 1 児童生徒の現代的健康課題
- 2 養護教諭の育成指標



# 1 児童生徒の現代的健康課題

保健室利用状況に関する  
調査報告書の結果から  
(平成28年度調査結果)

日本学校保健会 (平成30年2月)

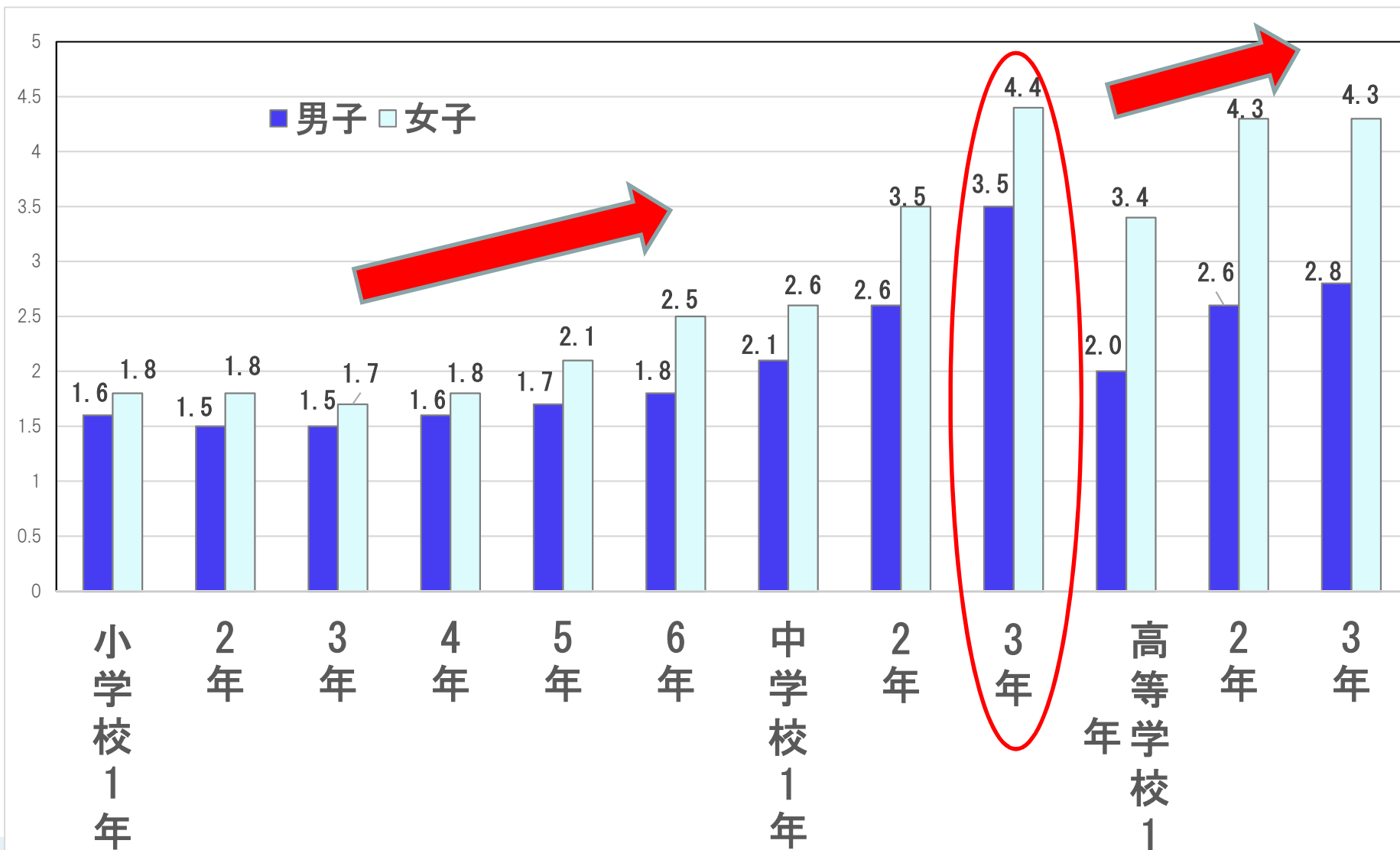


# 1校当たりの1日平均保健室利用者数

単位：人

学校規模	校種	小学校	中学校	高等学校
	小規模校（149人以下）	9.0	7.6	11.8
小規模校（150～299人）	19.0	18.7	16.7	
中規模校（300～499人）	25.1	22.0	18.7	
大規模校（500人以上）	36.9	25.1	20.0	
大（複数配置校）（500人以上）	51.5	38.5	22.8	
全体	22.0	19.0	19.8	

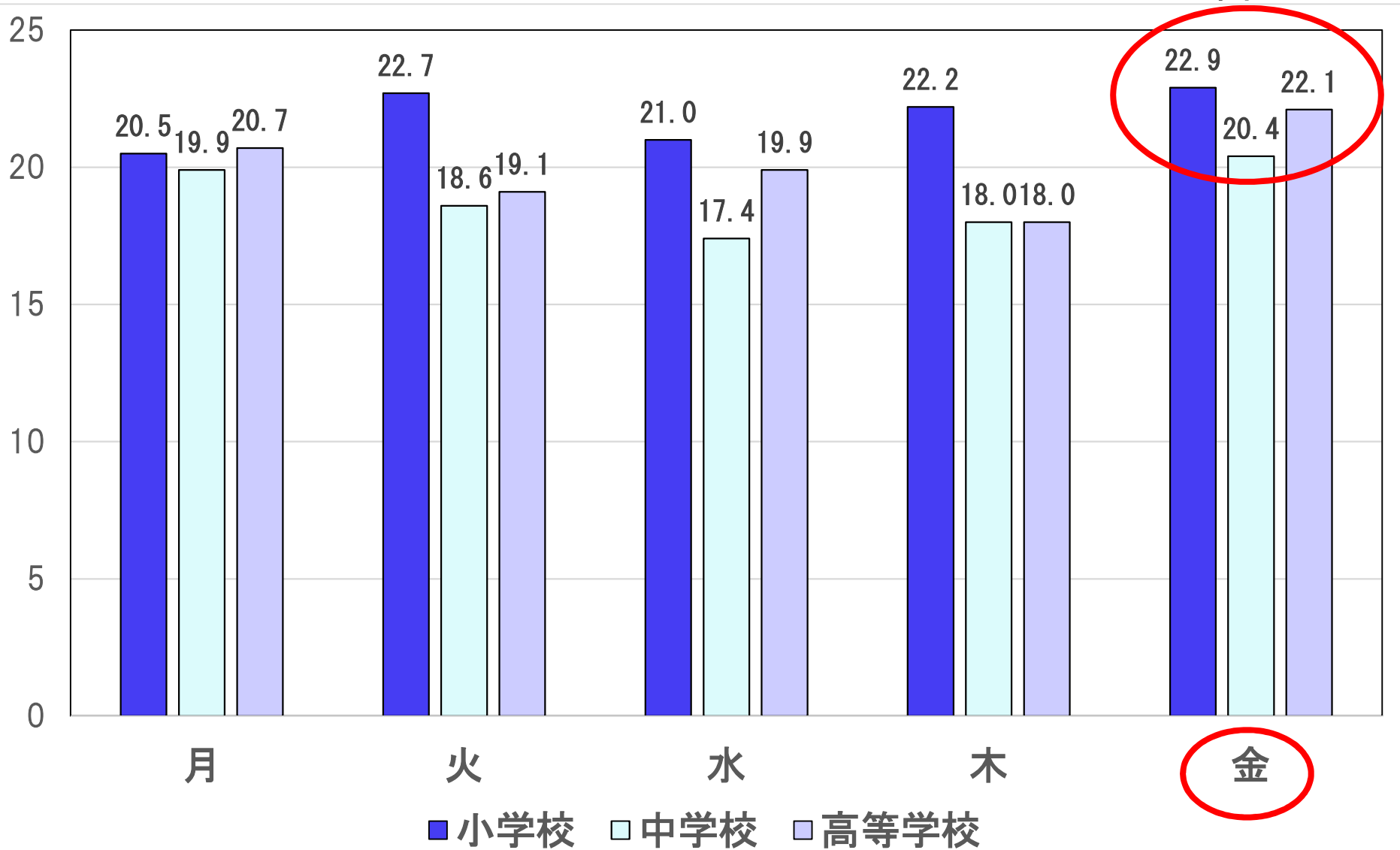
# 1校当たりの1日平均保健室利用者数 (学年別・性別)



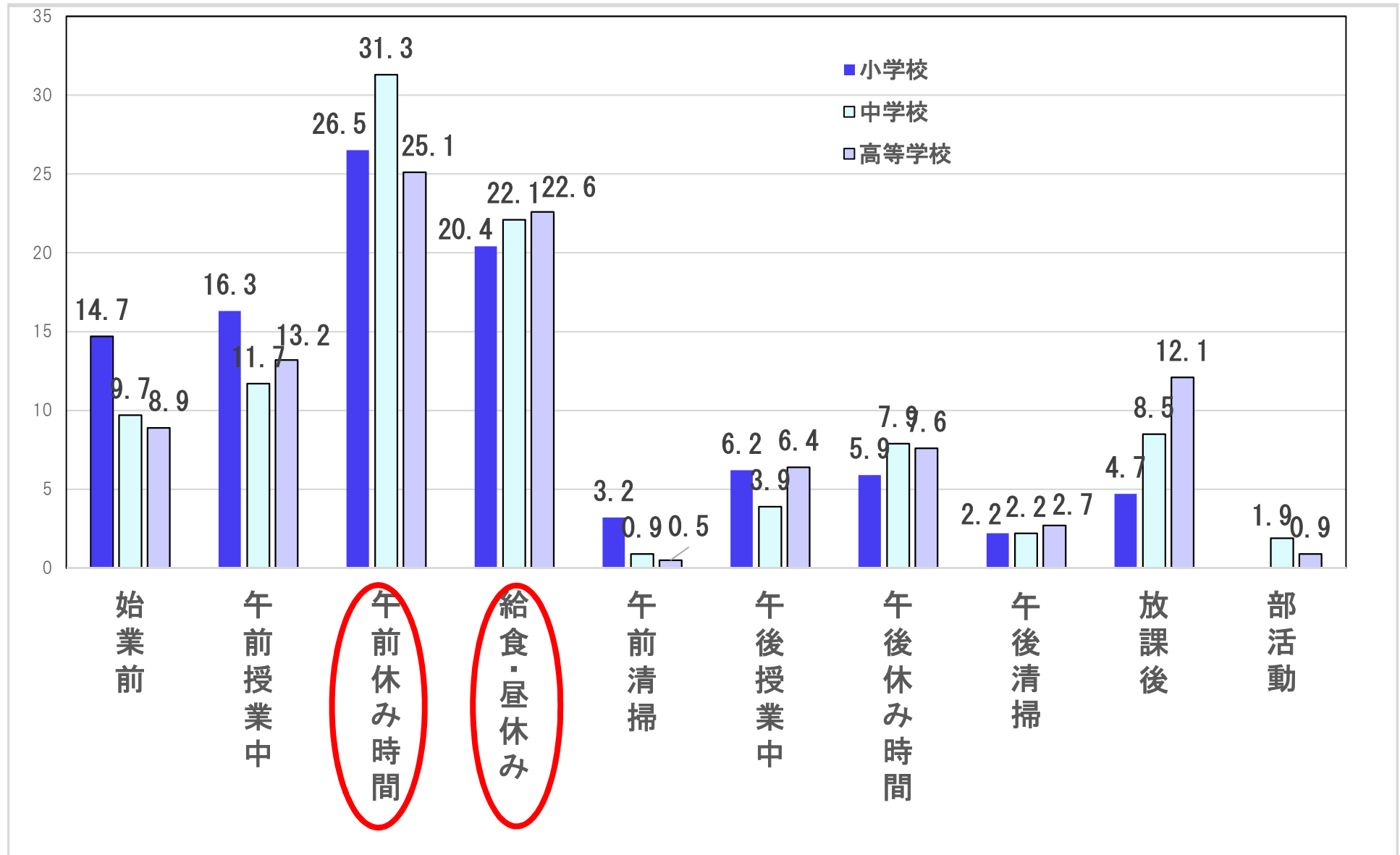
# 曜日別保健室利用者

(%)

単位:人



# 保健室利用者の来室時間帯（学校種別）



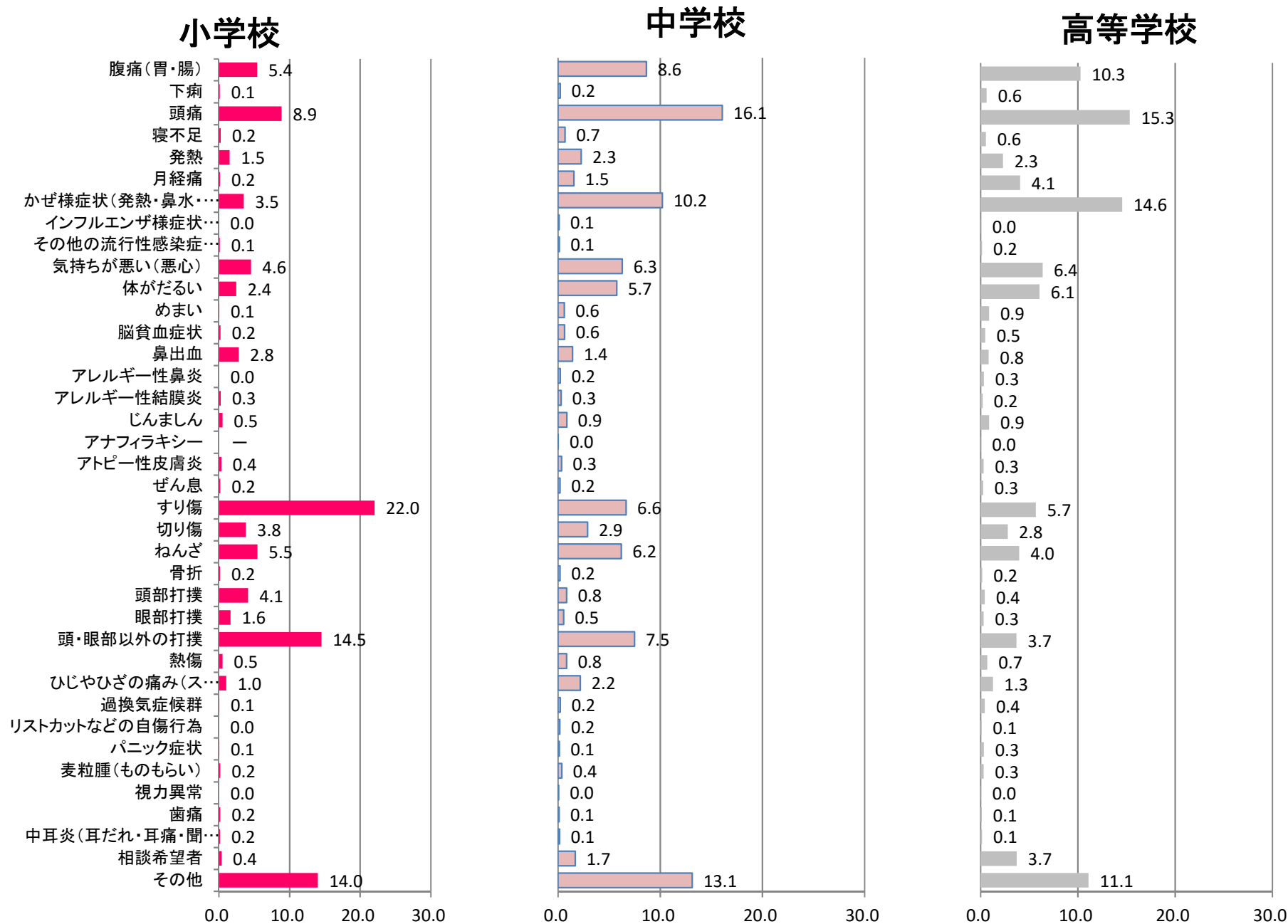
# 保健室利用者の来室理由(学校種別)

単位:%

	小学校	中学校	高等学校
けがの手当て	35.7	16.8	12.3
鼻出血	1.6	0.5	0.4
体調が悪い(頭痛、腹痛、気持ちが悪いなど)	12.9	21.8	25.7
熱を測りたい	2.0	3.5	4.6
休養したい	0.5	1.5	3.5
困ったことがあるので先生に相談したい	1.0	1.7	2.1
先生と話をしてほしい	2.1	4.2	4.2
身長、体重、視力等を測る	1.1	6.9	6.9
手洗い、うがい、爪切り	0.2	0.9	0.9
友達の付き合い、付き添い	10.5	12.3	12.6
係、当番、委員会活動	16.0	8.8	5.5
体や病気のことについて教えてほしい	0.3	0.4	0.8
資料や本を見る	0.3	0.2	0.1
なんとなく	3.7	8.5	5.4
着替え(小学生)	0.9	-	-
その他	11.2	11.7	18.1



# 救急処置の保健室利用状況 (学校種別)



# 養護教諭が過去1年間に把握した心身の健康に関する状況

## 体の健康に関する主な事項(学校種別)

(千人当たりの児童生徒数) 単位:人

体の健康に関する主な事項	小学校	中学校	高等学校
1肥満傾向(肥満度による)	52.0	56.4	56.4
2糖尿病	0.4	1.0	0.9
3腎臓病	2.4	3.5	3.2
4心臓病	11.1	13.6	13.8
5ぜん息	54.3	45.2	34.0
6アトピー性皮膚炎	47.6	43.3	36.3
7アレルギー性結膜炎	47.0	51.5	32.2
8アレルギー性鼻炎	110.6	135.0	107.1
9食物アレルギー	43.7	50.5	49.7
10その他のアレルギー	28.2	33.0	39.0
11アドレナリン自己注射薬の処方を受けている	2.6	2.1	1.5
12てんかん等けいれん疾患	6.5	6.6	4.8
13血液疾患	5.8	1.4	2.5
14月経に関する問題	0.7	4.9	8.8
15眼科疾患に関する問題	11.3	9.7	7.9
16耳鼻科疾患に関する問題	16.3	14.5	12.9
17スポーツ障害等に関する問題	1.9	10.2	9.4
18その他	5.5	8.4	11.7

# 養護教諭が過去1年間に把握した心身の健康に関する状況

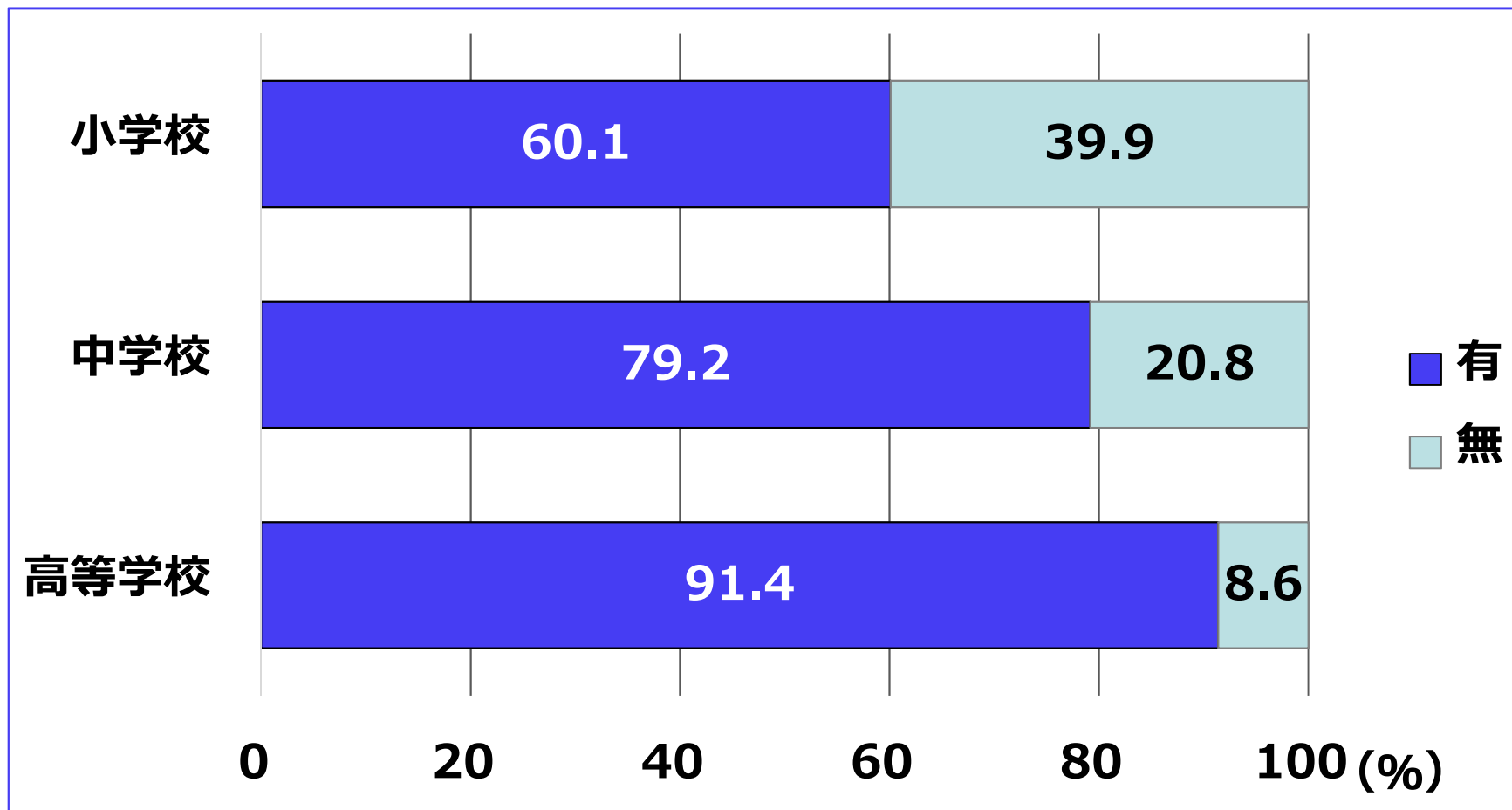
心の健康に関する主な事項(学校種別)

(千人当たりの児童生徒数) 単位:人

心の健康に関する主な事項	小学校	中学校	高等学校
19 いじめに関する問題	7.4	7.7	1.8
20 友達との人間関係に関する問題	12.9	22.3	16.3
21 家族との人間関係に関する問題	3.4	9.8	8.8
22 教職員との人間関係に関する問題	1.5	3.0	2.8
23 児童虐待に関する問題	2.6	2.7	1.1
24 不眠等の睡眠障害に関する問題	0.5	2.5	2.7
25 過換気症候群	0.5	3.7	3.6
26 過敏性大腸症候群	0.3	2.1	3.2
27 上記25・26以外の心身症問題	0.7	2.6	2.8
28 性に関する問題	0.3	2.0	2.0
29 拒食や過食等の摂食障害に関する問題	0.3	0.9	1.1
30 リストカット等の自傷行為に関する問題	0.3	4.3	2.4
31 精神疾患(総合失調症、うつ等疑いを含む)	0.3	2.0	2.6
32 発達障害(疑いを含む)に関する問題	24.2	21.2	8.9
33 その他	0.8	2.0	2.9

# 養護教諭がかかわり、心身の健康問題のために健康相談等で継続支援した事例の有無

調査対象  
平成27年10月から平成28年9月末まで



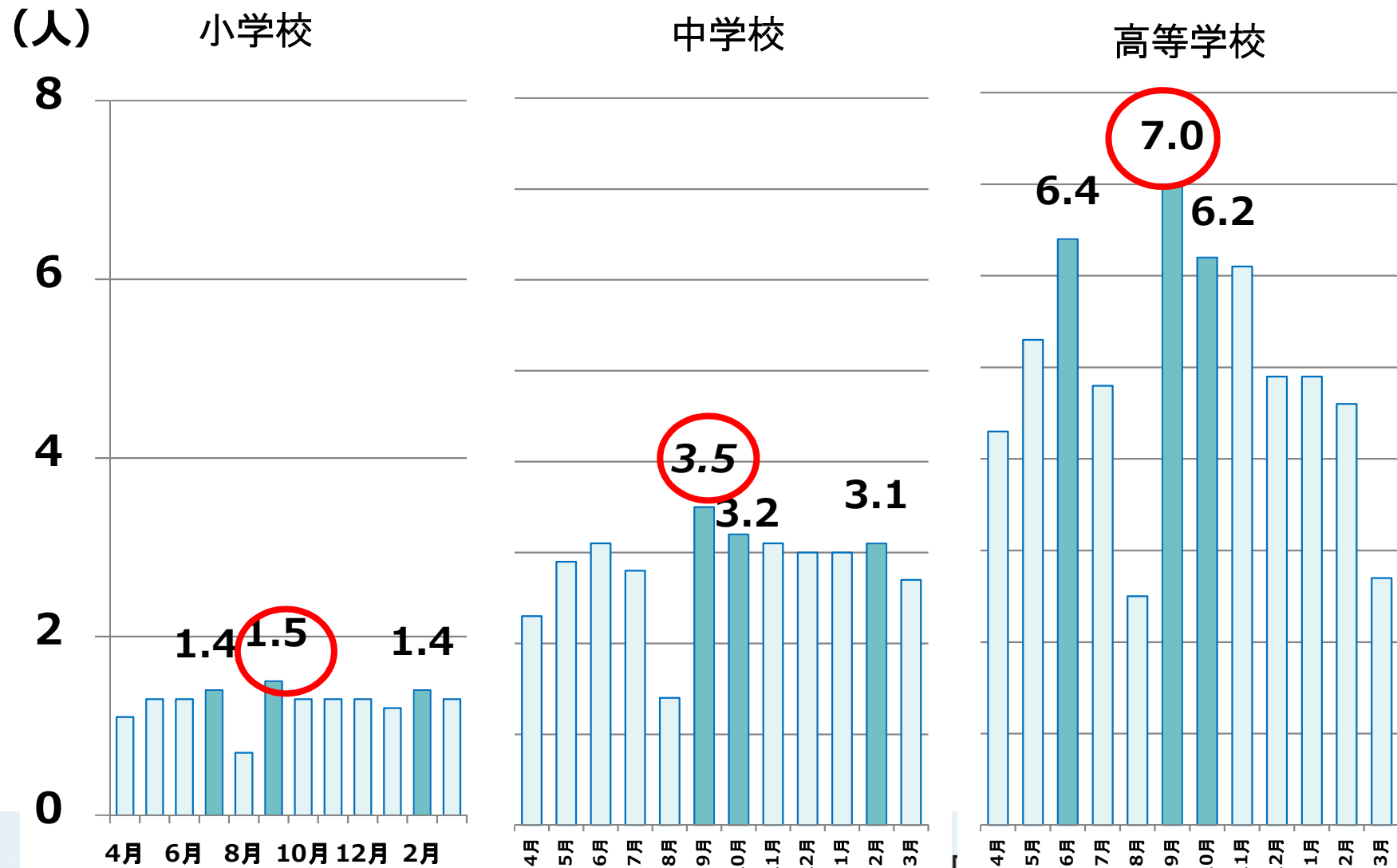
保健室利用状況に関する調査報告書(平成28年度調査結果)日本学校保健会

# 健康相談等で継続支援した児童生徒の 1校当たりの平均人数（学校種別）

単位：人

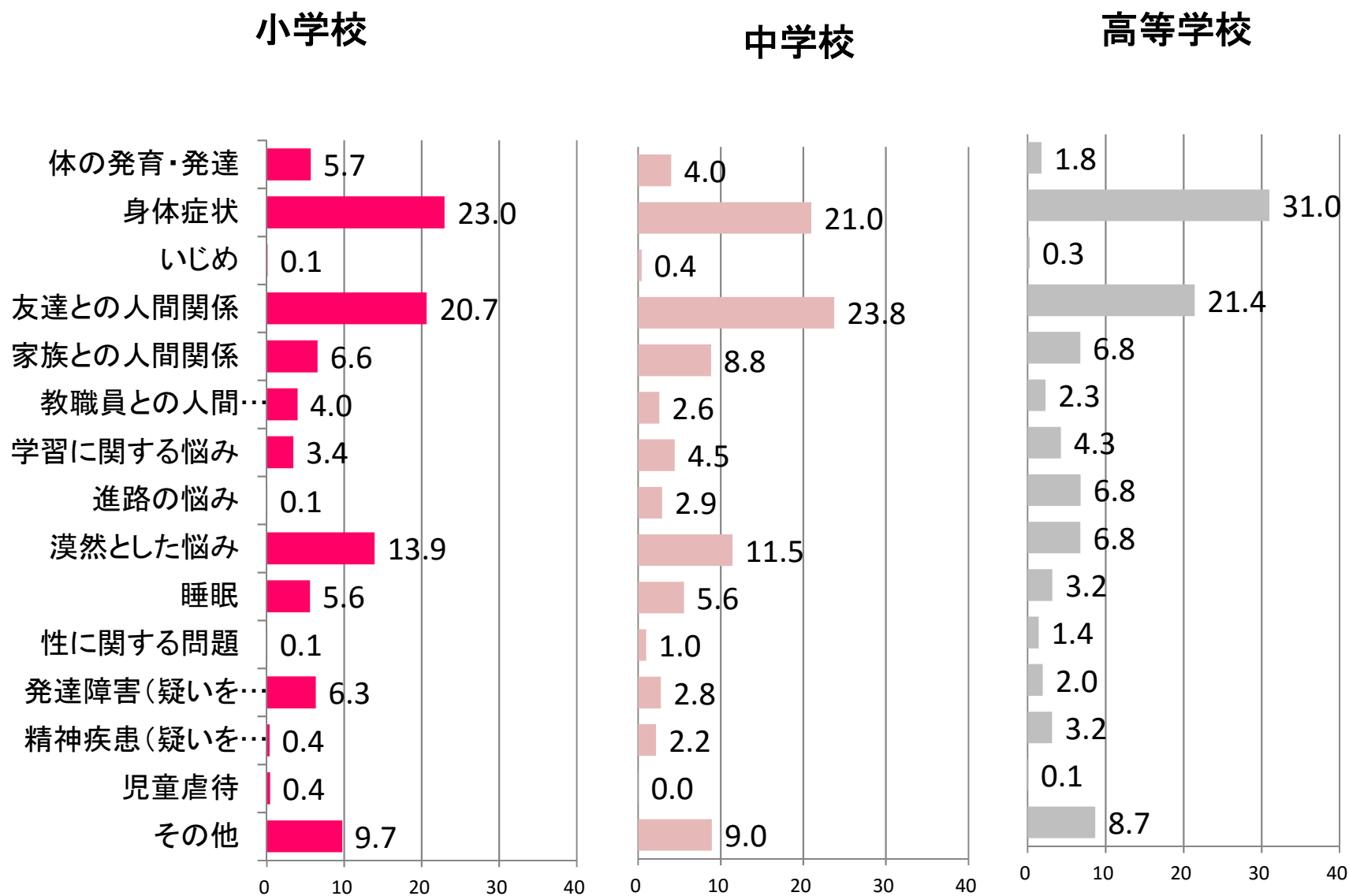
校種 学校規模	小学校	中学校	高等学校
小規模校 (149人以下)	15.3	21.5	36.6
小規模校 (150～299人)	21.2	39.8	55.4
中規模校 (300～499人)	23.5	58.7	48.0
大規模校 (500人以上)	41.9	47.5	64.3
大(複数配置校) (500人以上)	161.3	84.7	87.9
全体	33.3	45.2	66.4

# 健康相談等で継続支援した児童生徒の1校当たりの月別実人数の平均（月別・学校種別）





# 健康相談における主な相談内容（学校種別）

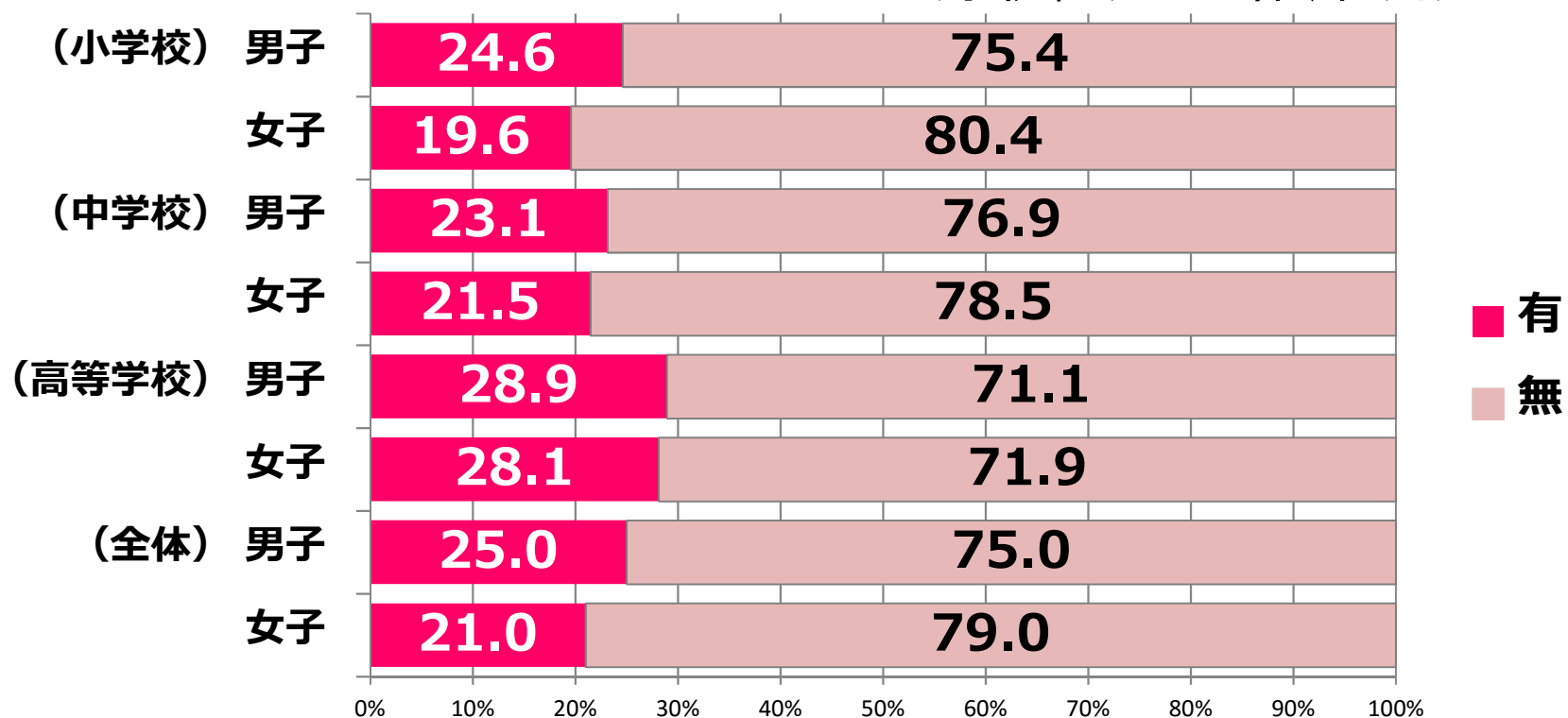


# 個別の保健指導の必要の有無 (学校種別及び全体)

単位:%

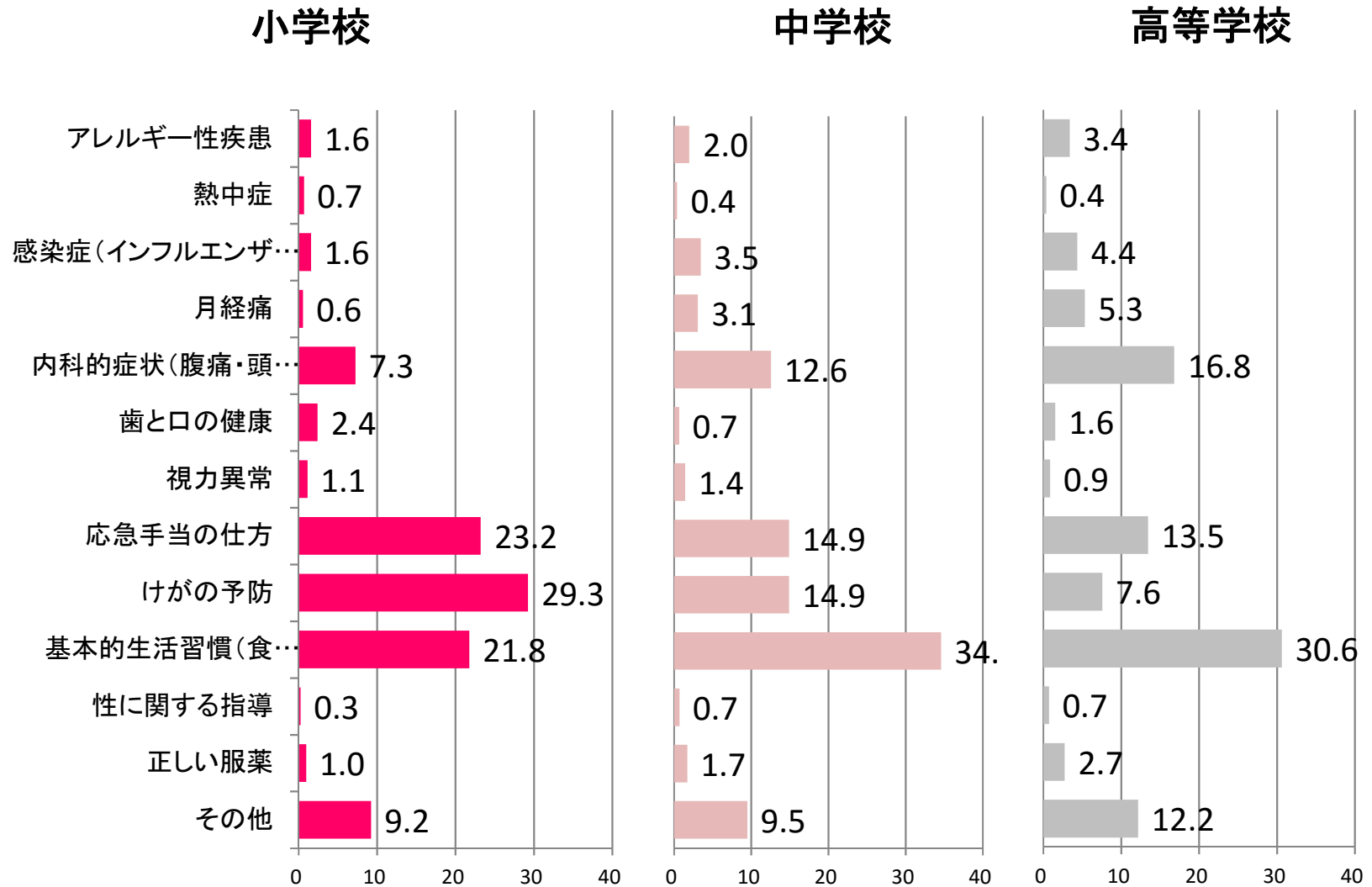
	小学校	中学校	高等学校	全体
有	22.0	22.2	28.4	23.0
無	78.0	77.8	71.6	77.0

(学校種及び全体、性別)





# 個別の保健指導における主な指導内容（学校種別）

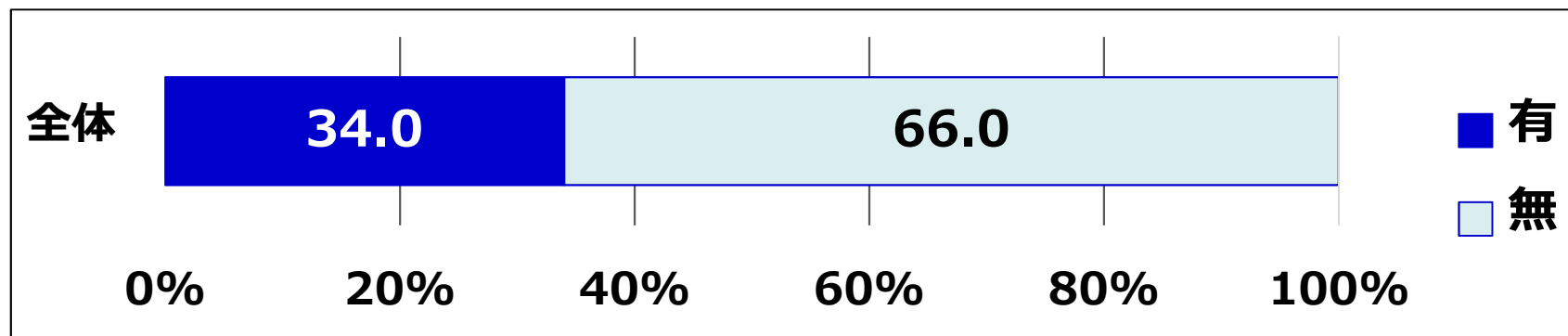


# 保健室登校

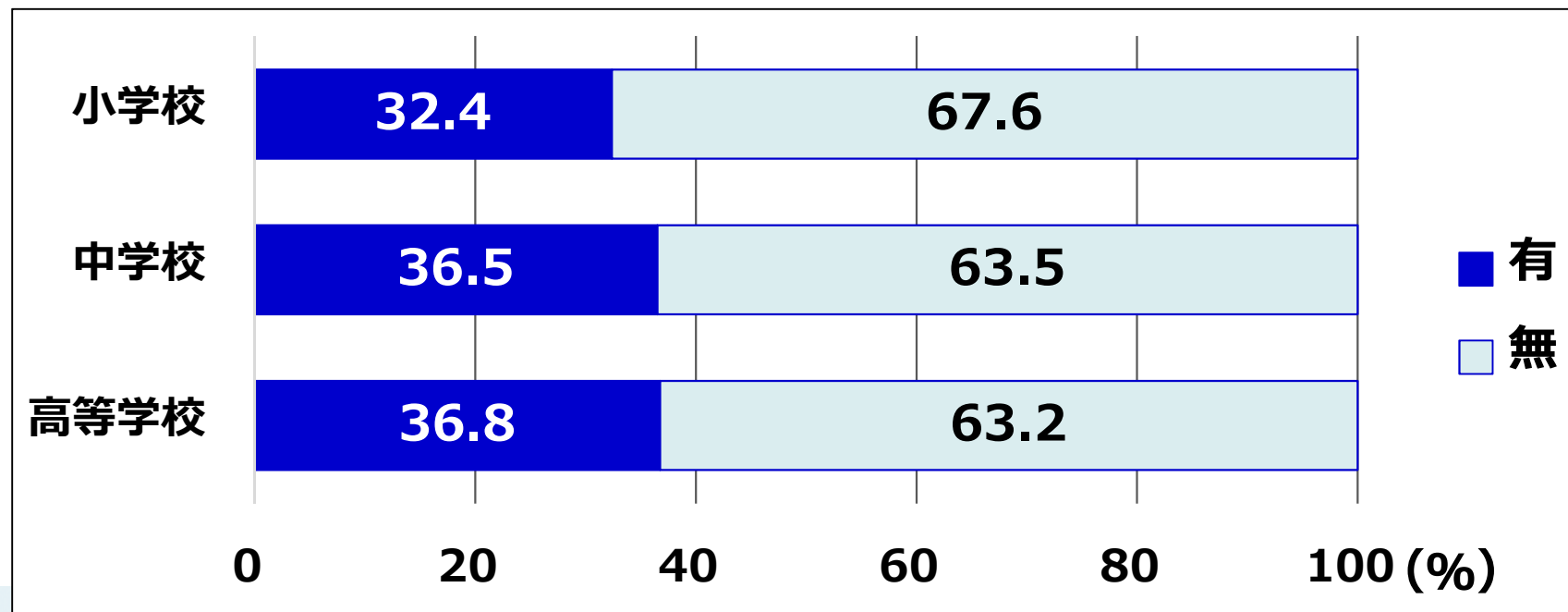
※ 本調査における「保健室登校」とは常時保健室にいるか、特定の授業は出席できても、学校にいる間は主として保健室にいる状態をいう。

なお、保健室に隣接する部屋にいて、養護教諭が主に対応している場合も「保健室登校」とする。

# 「保健室登校」の有無 (全体)



# (学校種別)

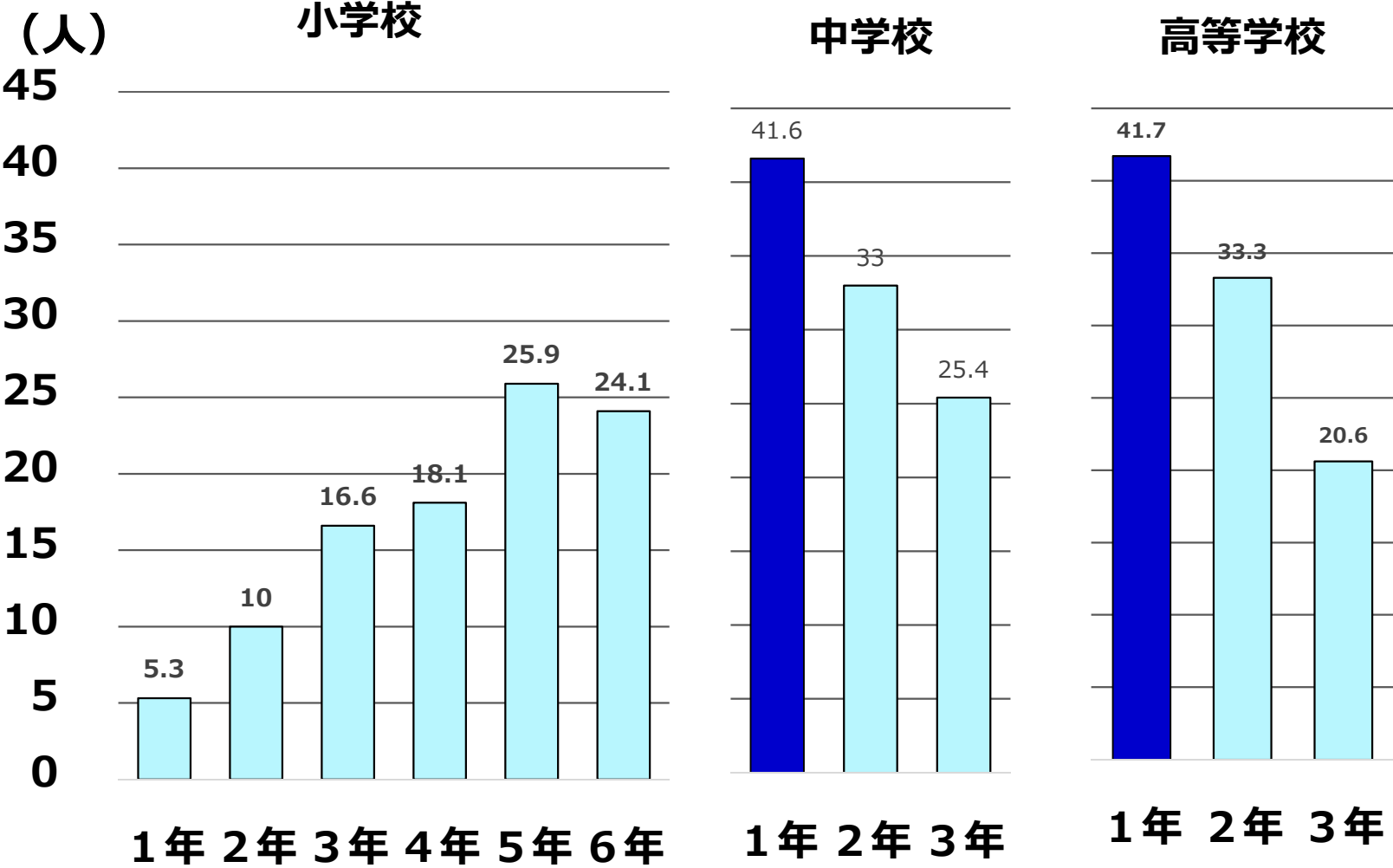


# 保健室登校をした1年間の実人数（有のみ）

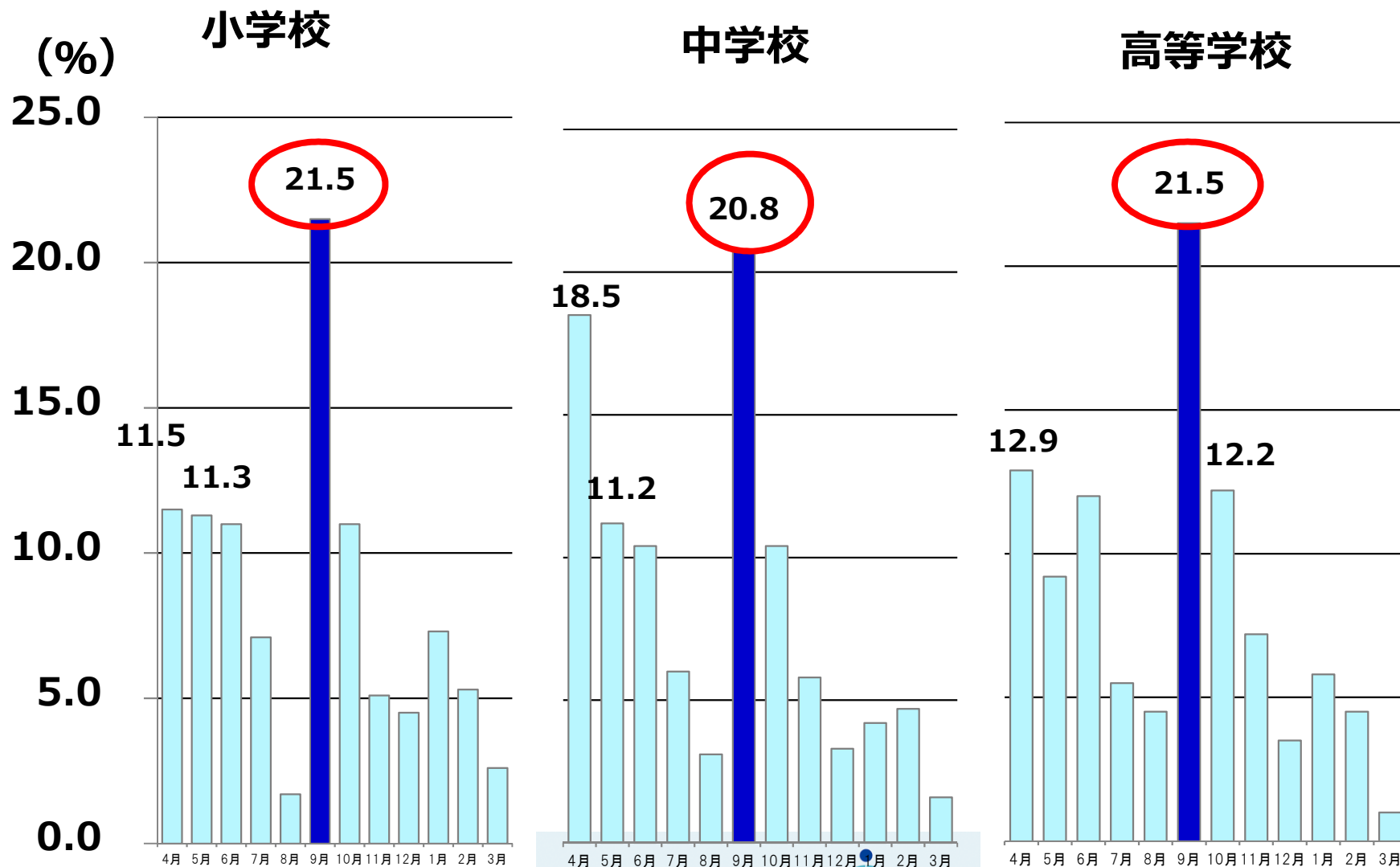
単位：人

学校規模 \ 校種	小学校	中学校	高等学校
小規模校 (149人以下)	1.2	1.9	1.6
小規模校 (150～299人)	1.5	2.6	2.0
中規模校 (300～499人)	2.0	3.7	2.3
大規模校 (500人以上)	2.1	3.3	2.8
大(複数配置校) (500人以上)	2.8	4.5	3.3
<b>全 体</b>	<b>1.9</b>	<b>2.9</b>	<b>2.8</b>

# 保健室登校の開始学年（学校種別）

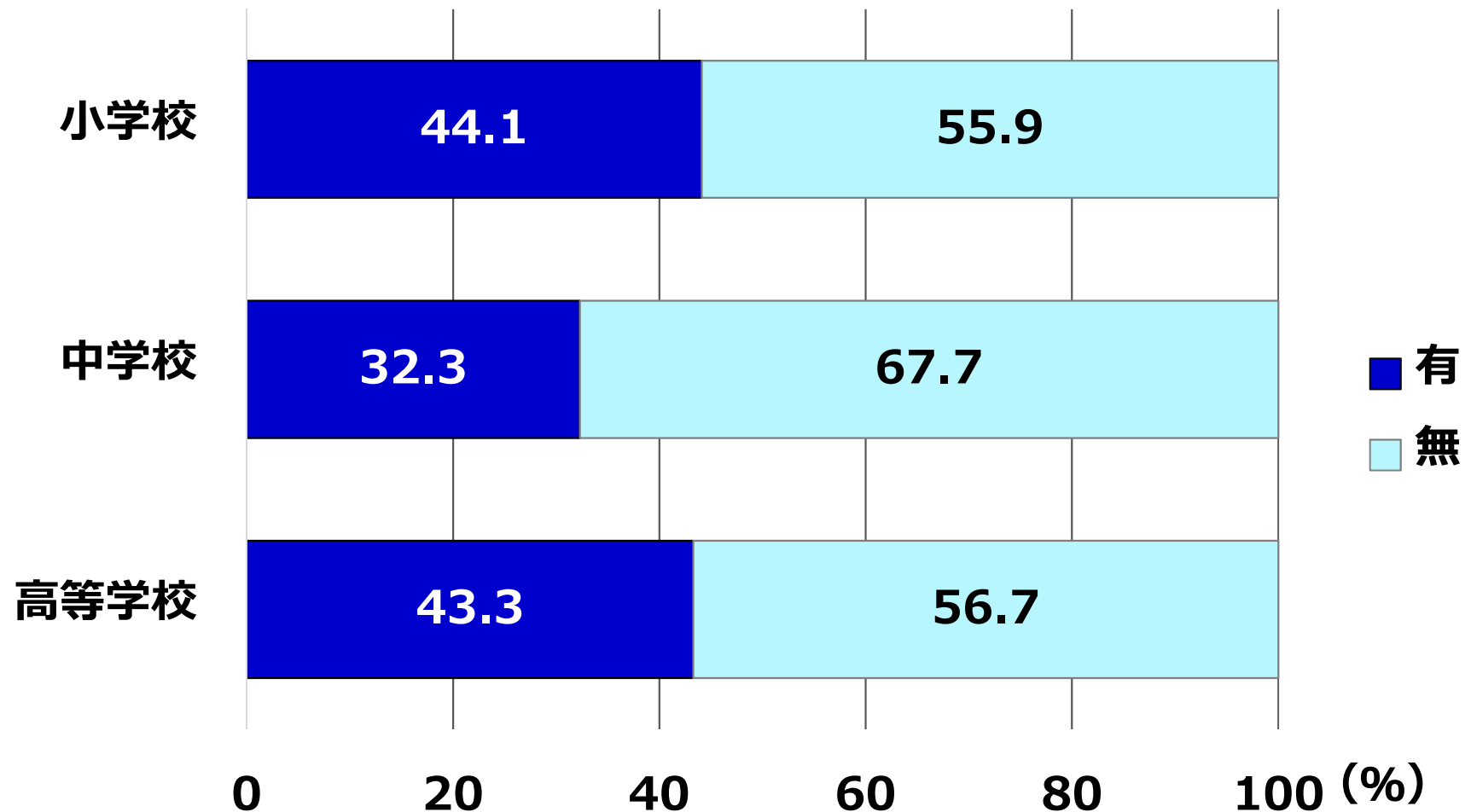


# 保健室登校開始時期（学校種別）



# 保健室登校していた

## 児童生徒の教室復帰の割合（学校種別）



# 保健室登校していた児童生徒が 教室復帰するまでの日数（学校種別）

（ ）内：前回調査

小学校	中学校	高等学校
50.3日 (59.2日)	47.1日 (61.0日)	30.3日 (35.3日)

保健室利用状況に関する調査報告書(平成28年度調査結果)日本学校保健会



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



# 保健室登校していた児童生徒への

## 教室復帰に向けた手立て

(複数回答) 単位：%

	校内組織 で対応	個別の 支援計画 の策定	学級担任 ・保護者 との連携	関係機関 との連携
小学校	89.6	36.8	98.2	59.9
中学校	86.8	33.9	98.2	53.2
高等学校	79.7	17.1	98.3	48.7
全体	87.1	33.0	98.5	55.7

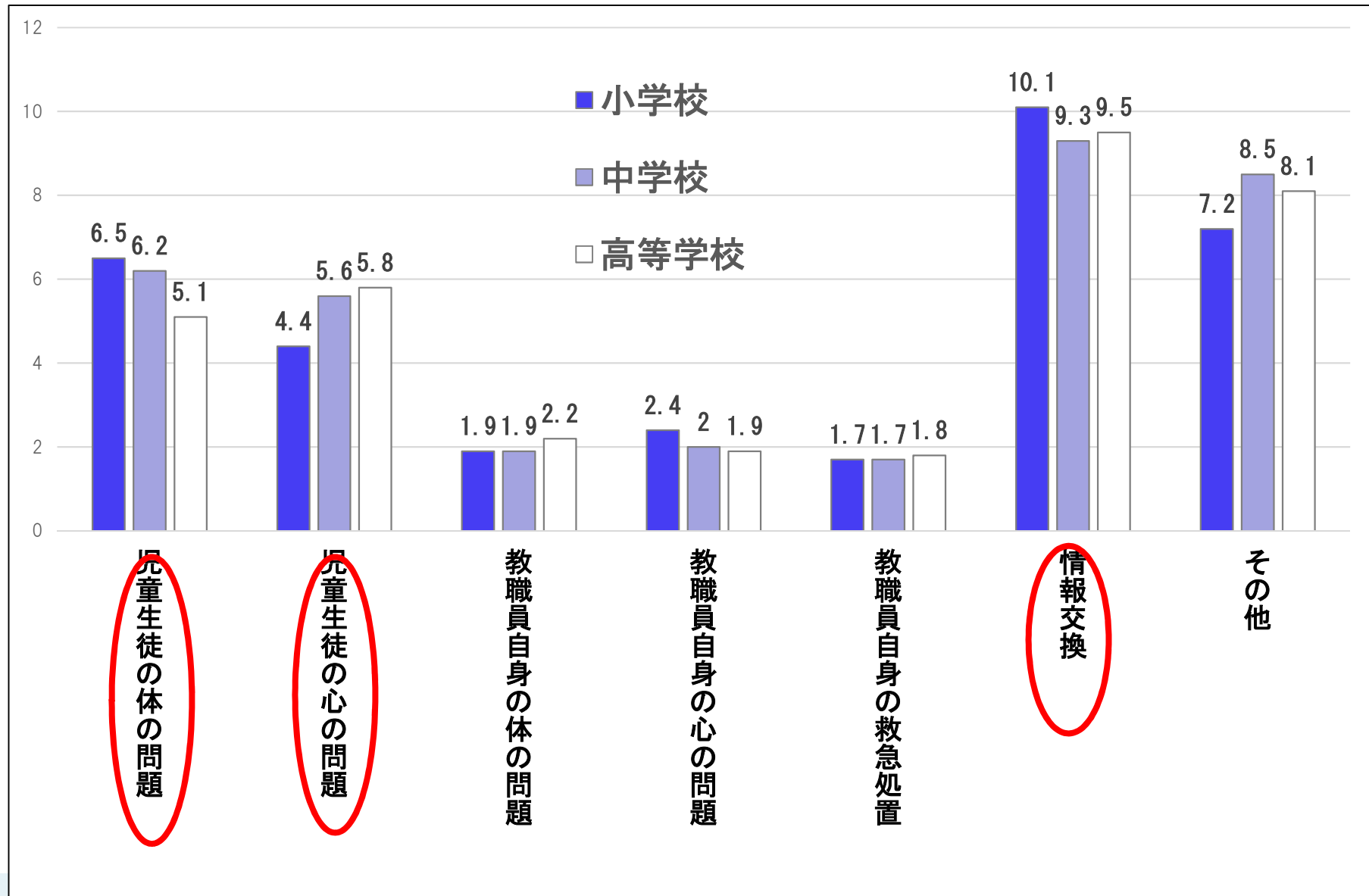
## 教職員の保健室利用（学校種別）

単位：%

小学校	中学校	高等学校
86.3	83.9	97.7

保健室利用状況に関する調査報告書（平成28年度調査結果）日本学校保健会

## 教職員の保健室利用 1校平均利用者数（理由別）

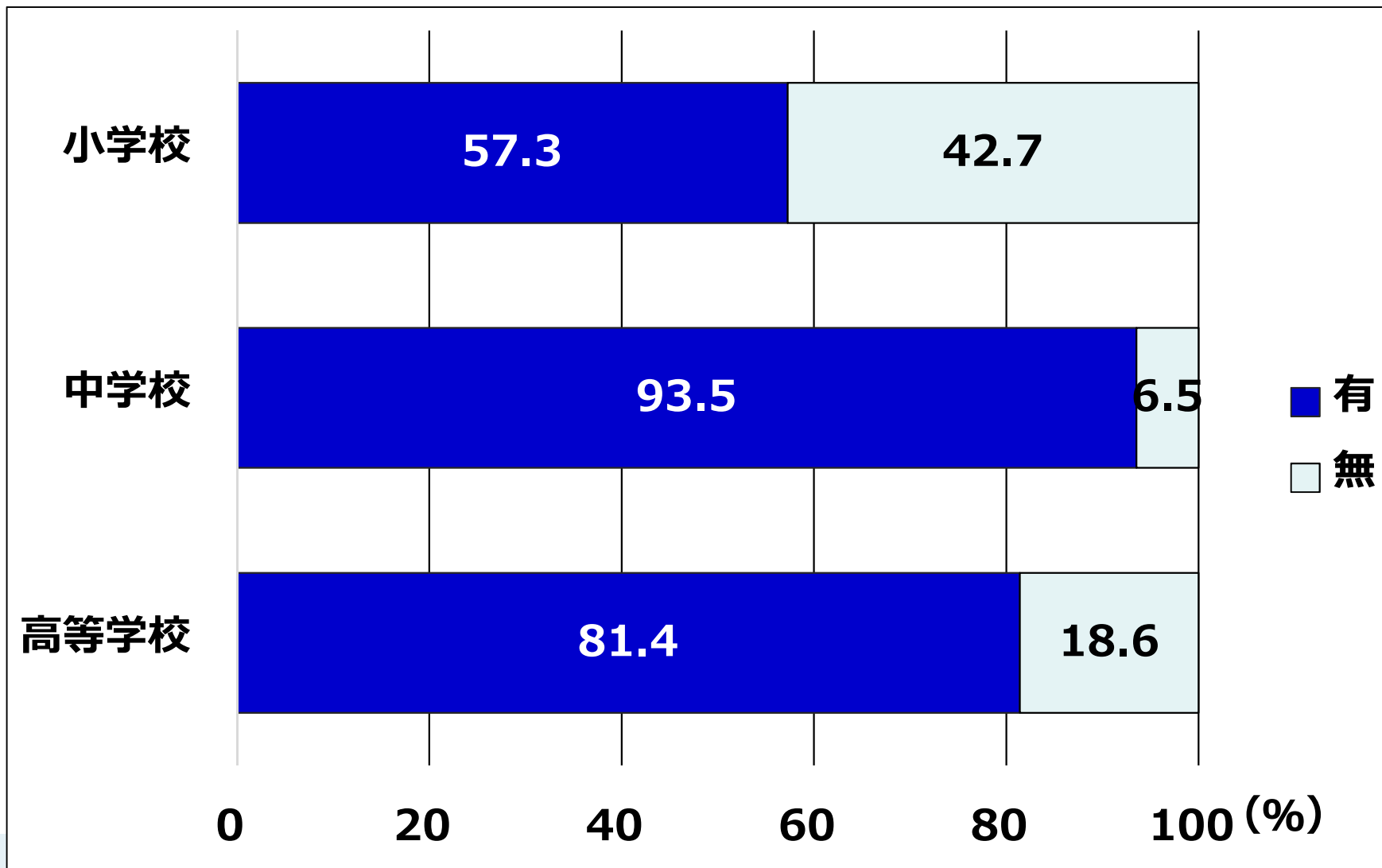


# 学校規模別保護者の保健室利用

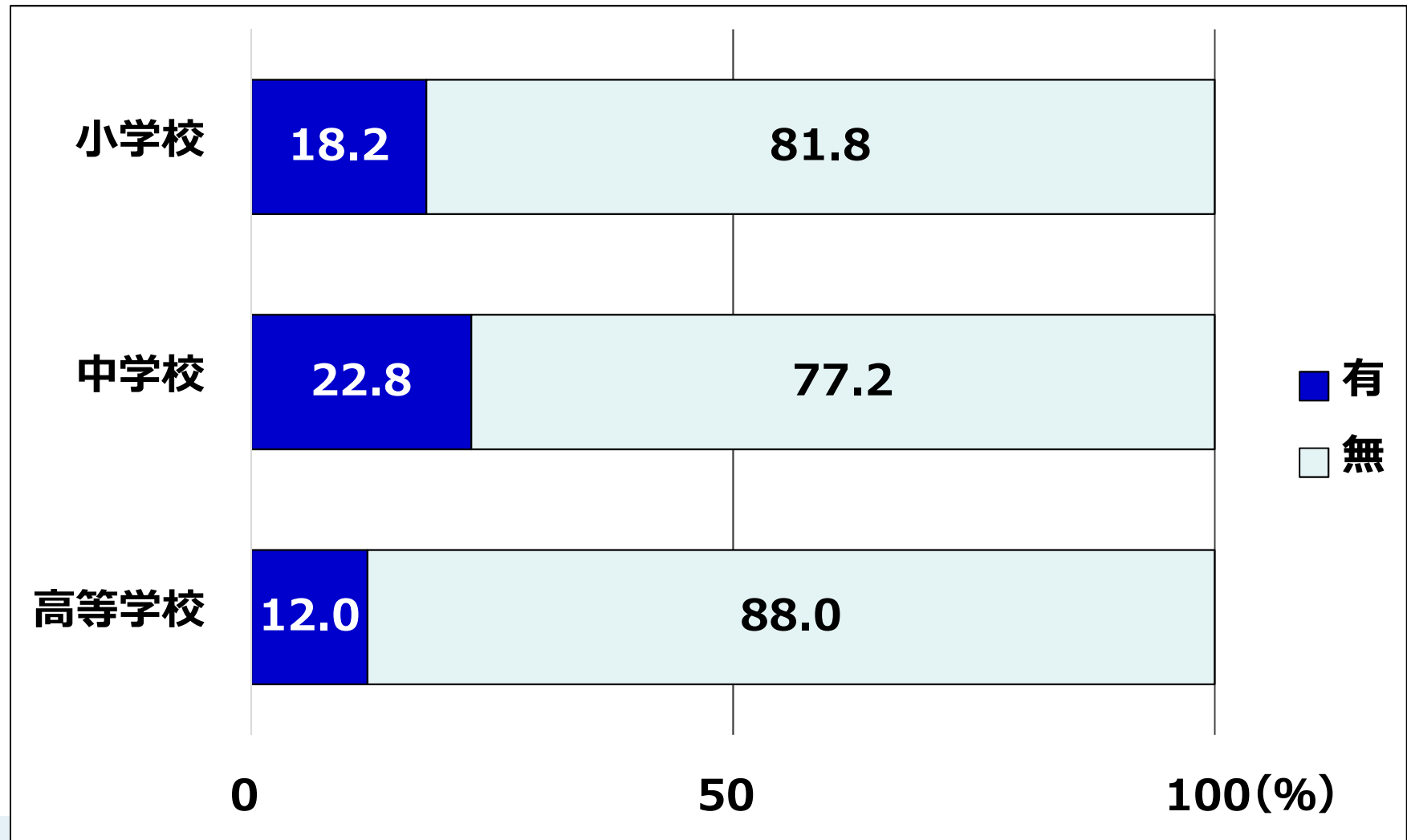
単位：%

学校規模	学校種	小学校	中学校	高等学校
	小規模校（149人以下）	39.4	31.1	20.0
小規模校（150～299人）	51.7	48.1	42.6	
中規模校（300～499人）	69.5	56.3	37.4	
大規模校（500人以上）	76.5	57.0	52.6	
大（複数配置校） （500人以上）	81.7	64.3	55.2	
全体	57.9	48.4	47.8	

# スクールカウンセラーの配置の有無（校種別）



# スクールソーシャルワーカーの配置の有無 (学校種別)



○養護教諭とスクールカウンセラーとの定期的な  
連絡・打ち合わせ「有」の割合

小学校60.7%

中学校78.9%

高等学校82.7%

○養護教諭とスクールソーシャルワーカーとの定期的な  
連絡・打ち合わせ「有」の割合

小学校38.3%

中学校41.2%

高等学校46.9%

# 調査の結果から・・・

(前回調査との比較)

養護教諭が過去1年間に把握した

○身体に関する健康に関する問題

- ・「アレルギー疾患」が最も多い、食物アレルギーも増加
- ・「アドレナリン自己注射薬の処方を受けている」児童生徒は大幅に増加（小学校約6倍、中学校約7倍、高等学校約5倍）

○心の健康に関する状況調査

- ・「発達障害に関する問題」が増加
- ・「友達との人間関係」「家族との人間関係」の問題が多く、「教職員との人間関係」も少なからず見られる

⇒人間関係のトラブルで悩んでいる児童生徒が多い





## ○養護教諭が救急処置の必要性「有」と判断した内容

- ・小学校：外科的なもの
- ・中学校・高等学校：内科的なもの

## ○健康相談における主な相談内容

- ・「身体症状」「友達との人間関係」「漠然とした悩み」が多く、その他「学習に関する悩み」「発達障害（疑いを含む）」「睡眠」「家族との人間関係」「体の発育・発達」「教職員との人間関係」「性に関する問題」「いじめ」「児童虐待」など

⇒多様な心身の健康問題



## 2 養護教諭の育成指標

### 中教審3つの答申（H27.12.21）

#### 教育改革➡資質向上

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
～学び合い,高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～

#### 学校の組織運営改革➡チーム学校

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について

#### 地域からの学校改革・地域創生 ➡学校と地域の連携・協働

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について

# 未来を担う子供たちのために「次世代の学校」の創生へ

～平成27年12月21日 中教審3答申～

答申①←教育再生実行会議第7次提言

## 教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた  
不断の資質向上

### 現職研修改革

ベテラン段階

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

中堅段階

- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実

1～数年目

- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

採用段階

- ### 採用段階の改革
- ・採用試験の共同作成
  - ・特別免許状の活用

養成段階

- ### 養成段階の改革
- ・インターンシップの導入  
学校現場や教職を早期に体験
  - ・教職課程の質向上

教員育成指標

←都道府県が策定

育成指標策定指針

←国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

## 学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の  
リーダーシップの下  
学校を運営

校長

教員

事務職員

社会に開かれた教育課程  
よりよい社会を作るという目標のもと  
教育課程を介して地域社会とつながる学校

予算の執行管理、情報管理等により  
校長のマネジメントを支える  
※共同実施により学校の事務を効率化

子供へのカウンセリング等  
に基づくアドバイス  
校内研修の実施 等

授業等の学習指導  
生活指導・保護者対応 等

子供

保護者

困窮家庭への福祉機関の紹介  
保護者の就労支援に係る助言 等

教員を  
バックアップする  
多様なスタッフ

スクール  
カウンセラー

スクール  
ソーシャル  
ワーカー

地域連携の  
中核を担う  
教職員

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申③←教育再生実行会議第6次提言

## 地域からの学校改革 (⇒地域参画促進)

### コミュニティ・スクール



学校運営  
協議会

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

### 地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業等

地域の人々が  
気軽に参加して  
学校の活動を支援

連携・協働

- ・土曜日の教育活動
- ・放課後子供教室
- ・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現



# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

## 1. 教育公務員特例法の一部改正

### (1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。**

### (2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。**

H29.4.1施行

# 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 (平成29年文部科学省告示第55号) の概要

## 1. 背景及び趣旨

## 2. 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する基本的な事項

- 1 基本理念 -教育基本法その他の関係法令等の理念及び趣旨を十分に踏まえること、幼児、児童及び生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などといった次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要とされる資質の向上を図ること等
- 2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点
  - (1) 社会変化の視点 -ICTの発展、グローバル化、少子・高齢化の進展等
  - (2) 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点 -学校を取り巻く多種多様な課題への対応、多忙化への配慮等
  - (3) 家庭・地域との連携・協働の視点 -保護者、地域住民との連携等
  - (4) 各教員等の成長の視点 -教職生涯を通じた継続的な職能開発等
  - (5) 学校組織の改善の視点 -多様な専門性を持つ人材との連携・分担等

## 3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

- 1 学校種・教員等の職等の範囲
- 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定
- 3 指標の内容を定める際の観点
  - 倫理観、使命感等の教職に必要な素養、教育方法及び技術、児童生徒理解、児童生徒指導及び教育相談、関係機関との関係構築、学級経営及び学校運営、他の教職員との連携等
- 4 その他

## 4. その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

- 1 指標の策定に当たって必要とされる手続
  - 協議会における協議、情報公開等
- 2 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等
  - (1) 推進体制
  - (2) 指標の改善及び更新
  - (3) 他の計画等との関係

## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針のポイント

### 3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

大前提: 教員等の年齢構成や経験年数の状況など、様々な状況が各地域によって異なっていることを踏まえて指標を策定

#### 学校種・教員等の職等の範囲

##### ○ 公立の小学校等の範囲

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。

##### ○ 教員等の範囲

校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、**養護教諭、養護助教諭、**栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)である(教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十九年政令第二十二号)による改正後の教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第二条に規定する臨時的に任用された者等を除く。)

## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針のポイント

### 3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

- 必ずしも全ての学校種・職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの学校種・職の特性を踏まえつつ、複数の学校種・職について共通の指標を策定することが可能である。
- とりわけ、公務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在である。また、校長は教育者としての資質のほか、的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理を含む組織のマネジメント力が求められるものである。こうしたことを踏まえ、校長については、個別の指標を策定することを検討するなど他の職とは明確に区別できるよう留意する必要がある。
- 教員等のキャリアパスは単一のものではなく、・・・、様々な者が存在することを踏まえ、同一の職について複数の指標を策定することも可能である。



## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針のポイント

### 3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

#### 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定

- 学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設けることとする。
- 必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第一の段階として設けることとする。
- 各段階の設定は地域の状況に応じて設定。



## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針のポイント

### 3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

#### 指標の内容を定める際の観点

- (1) 教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項(倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含む。)
- (2) 教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項(各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報機器及び教材の活用に関する事項を含む。)
- (3) 学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
- (4) 幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項(いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルについての理解に関する事項を含む。)
- (5) 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項(障害のある幼児、児童及び生徒等への指導に関する事項を含む。)
- (6) 学校運営に関する事項(学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び協働、学校間の連携に関する事項を含む。)
- (7) 他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項(若手教員の育成に係る連携及び協働に関する事項を含む。)

## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針のポイント

### 3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

#### 指標の内容を定める際の観点

- 各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることが可能である。
- 例えば、**養護教諭にあっては、保健管理、健康相談や保健室経営に関する事項、栄養教諭にあっては食に関する指導と学校給食の管理に関する事項等を適宜加えることが可能**である。
- 校長にあっては、教育又は保育の方法及び技術に関する事項等を除くといったことが考えられる。

#### その他

- 各地域の実情を踏まえ、必要に応じて教科等ごとの指標を策定することも可能である。

## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針のポイント

### 4. その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

#### 指標の策定に当たって必要とされる手続

- 新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質については、大学が行う教員養成の目標であるとともに、教員等の任命権者が行う資質の向上の前提となるものであり、当該資質について、協議会で明確な共通理解を確立することが極めて重要である。
- 「教職課程コアカリキュラム」の内容や大学における教員養成の実態を踏まえ、十分議論を尽くすことが重要である。
- 指標策定の過程等、協議会における協議に関する情報を積極的に公開することが望ましい。
- 必要に応じて、独立行政法人教職員支援機構が行う専門的な助言を活用することが考えられる。

## 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針のポイント

### 4. その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

#### 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等

- 指標の策定後、協議会の構成員のみならず、協議会の構成員となっていない教育関係者や民間企業等も含めて幅広い関係者の協力を得ながら、指標に基づく教員等の資質の向上を推進する体制を整備することが重要である。
- 様々な状況の変化に応じて、指標の不断の見直しを図ることが重要である。
- 定期的に指標を更新するなど、指標を中心とした教員等の資質の向上策に係るPDCAサイクルを機能させることが重要である。

# 学校保健総合支援事業（養護教諭育成支援事業）

## 事業の趣旨

近年、児童生徒等の健康課題等が複雑化・多様化しており、これらの課題に適切に対応するためには、学校保健において重要な役割を担っている養護教諭のさらなる資質の向上を図ることが一層重要となっている。

また、養護教諭を含教員の資質向上については、平成27年12月の中央教育審議会答申において、大学と教育委員会による目標の共有や連携強化など、養成・採用・研修の接続の強化と一体化を確保しながら一体改革に取り組むことの必要性について提言されている。この答申を踏まえ、平成28年11月に、教育公務員特例法が改正され、教育委員会と大学等で構成される協議会の設置が法定化されている。

これらを踏まえ、**養護教諭の資質向上を図るため、各地域の実情に応じた資質向上策について、調査研究を実施**するとともに、その成果を全国に普及することをもって、養護教諭の資質向上に資することを、本事業の目的とする。





# 地域と連携した学校保健推進事業

(前年度予算額: 8百万円)  
30年度予定額: 8百万円

## 現状と課題

- 近年、いじめ、貧困、虐待などに起因する心身の不調、アレルギー疾患、生活習慣の乱れ、薬物乱用、性の逸脱行動など健康課題が複雑・多様化する中、児童生徒等の保健指導・保健管理や、校内体制及び学校・家庭・地域の関係機関との連携・協働した適切な対応が一層求められ、その中核的役割を担う養護教諭の役割は、一層重要となっている。
- しかしながら、養護教諭未配置校や経験の浅い養護教諭の一人配置校においては、児童生徒等の健康課題に対し適切な対応が困難な状況となっている。



- 児童生徒等の健康課題に適切に対応するためには、
- 校内体制や学校、家庭、地域の関係機関等の連携・協働体制の構築が必要
  - 学校、家庭、地域と連携した学校保健活動を推進できる養護教諭の育成が必要



## 事業概要

スクールヘルスリーダーの派遣  
(退職養護教諭)

経験豊富な退職養護教諭の  
知見の活用

養護教諭未配置校・経験の浅い養護教諭配置校

### 【派遣・指導の例】

健康相談の実施、健康課題への対応、校内研修の実施、学校保健委員会の運営、学校医と連携した感染症対策、外部専門家と連携した健康教育、研修による不在時の補充、等

## 連絡協議会の開催

- ・指導内容の共通理解
- ・収集した現状・課題の検討

### <実施主体>

都道府県又は指定都市(67箇所)

### <補助率>

スクールヘルスリーダー派遣、

連絡協議会の開催に係る経費の3分の1を補助



学校、家庭、地域の連携・協働による子供の健康課題への対応の充実